

新旧対照表

(別紙 10)

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 輸出通関関係 第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告時の輸出申告控等の提出)</p> <p>1 - 4 輸出申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱い(区分1))の場合は「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「関係書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸出申告については、当該輸出申告控情報を「輸出申告控」(別紙様式N-141号)として<u>出力し</u>、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節及び次節において「通関担当部門」という。)に<u>提出することを求めるもの</u>とする。</p>	<p>第 4 章 輸出通関関係 第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告時の輸出申告控等の提出)</p> <p>1 - 4 輸出申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱い(区分1))の場合は「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「関係書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸出申告については、当該輸出申告控情報を「輸出申告控」(別紙様式N-141号)として<u>出力させ</u>、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節及び次節において「通関担当部門」という。)に<u>提出させるものとする</u>。ただし、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に仕入書情報(「包括事前審査制度について」(平成12年3月31日蔵関第245号)記3)の規定による包括事前審査の適用を受け、簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告に係るものに限る。)を記録し、当該仕入書情報に係る輸出許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)を当該月の翌月5日(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)までに提出した場合における当該輸出申告に係る関係書類等については、この限りでない。</p>
<p>(省略) 提出書類 (省略)</p> <p>関税法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税關に提出すべきものとされている関係書類等(免税等関係書類、他法令による許可・承認証等)</p> <p>なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節</p>	<p>(同左) 提出書類 (同左)</p> <p>関税法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税關に提出すべきものとされている関係書類等(免税等関係書類、他法令による許可・承認証等)</p> <p>なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1 - 5 に規定する「検査指定票（申告書用）」及び「検査指定票（運搬用）」を併せて提出することを求めるものとする。	1 - 5 (検査の指定)) に規定する「検査指定票（申告書用）」及び「検査指定票（運搬用）」を併せて提出させる。